

牛玉の折り目

—本所所蔵・土阿起請文料紙、赤崎宮牛玉宝印の検討—

千々和到

1

私はいま、起請文を作成する「場」の復元に熱中している。そしてそうした「場」に不可欠の道具だとしての牛玉宝印にも、とても大きな関心を持ち続けている。その牛玉宝印についての研究は、それほど豊富というわけではないけれど、かなりの蓄積がなされてきていることはたしかである。

とりわけ中世の牛玉宝印に關しては、いくつかのまとまった研究がある。たとえば相田一郎氏の「起請文の料紙牛玉宝印に就いて」⁽¹⁾や中村直勝氏の『起請の心』⁽²⁾は、起請文の料紙に用いられている牛玉宝印を集成した仕事として代表的なものだし、千々和到「東大寺文書にみえる牛玉宝印」⁽³⁾や黒川直則氏「東寺の起請文と牛玉宝印」、あるいは一寸木紀夫氏「近江の牛玉宝印」⁽⁵⁾などは、それぞれの寺院周辺や地域で起請文の料紙に用いられた牛玉宝印について具体的に明らかにした仕事としてそれぞれ成果をあげている。

だがこうした中世史分野の研究は、起請文の料紙として機能した牛玉宝印のみに焦点をあてたものとなっており、まだ牛玉宝印の全体像を明

らかにするものとはなっていないという問題がある。それは、護符として用いられた牛玉宝印が用がすめば焼却・廃棄されるもので、一方起請文の料紙に用いられた牛玉宝印のほうは当然その起請文と同じ時間だけ保持されるという史料の属性のせいであることは確かであるが、護符として用いられた牛玉宝印の中世におけるありようが十分につかめなければ、現代にも作り続けられている牛玉宝印についての、民俗学の分野での数々の貴重な調査報告との連関をつけにくいことも間違いないことである。

そこで本稿では、一枚の起請文を紹介しながら、この二つの分野の結び目のほんの一つを見出すための、ささやかな努力をしてみたいと思う。

2

さて、近年東京大学史料編纂所が古書展で購入した文書に、次のようにあるものがある。

(読み)



図1 土阿起請文（起請文の面）



図2 土阿起請文（牛玉宝印の面）



右此条々、若偽申候者、

上者梵天・帝釈・四大天王・

八幡大菩薩、惣者日本國

中大小神祇御罰、各可蒙

寵候、仍起請文如件、

長祿三年八月二日 土阿（花押）

この文書は、たて二五・八センチ、よこ三七・三センチの小振りの料紙一紙に、以上のような文言が記されている起請文である。ただ、この起請文は、土阿なる人物がなにごとかを誓約した文書であることはわかるが、肝心の前半部を欠き、後半の神文部分のみしか残されていない簡なので、その誓約内容は不明である。また土阿なる人物も、手掛けかりが花押だけなので、偶然に同一の花押が発見されることでもない限り、当面どこの誰かの同定は不可能であろう。さらに神文にはしばしば在地の神仏名が記されて、それが起請文の書かれた場所を推定する上で重要な手掛けかりになることも多いが、この文書にはそれすら見出せない。

したがって、この起請文の文書の面を評価することは難しい。しかし、この起請文は、牛玉宝印の裏を翻して記されており、こちらの面はいくつかの点で注目に値する。

まず最初に注目されるのは、この牛玉宝印がこれまで多分知られていないかった寺社の発行にかかるものではないか、という点であろう。この牛玉宝印は、木版刷りで右に三字、中央に一字、左に三字を記し、朱宝印を各字の上にひとつずつ捺している。朱宝印は不鮮明であるが、木版の字は鮮明で、どうやら「赤崎宮牛玉宝印」と読めそうに思う。右上の「赤」は「赤」の本字である「炎」の同字であり、したがって右に「赤崎宮」、左に「牛玉宝」を確認できる。中央には三つの宝珠を高壇状の

台に載せてあるよう、図案化された字が書かれているが、これは当然「印」の字と考えてよからう。

中世の牛玉宝印はすでに多種の存在が知られているが、この「赤崎宮牛玉宝印」は、現在までの牛玉宝印の収集成果である相田一郎氏の「起請文の料紙牛玉宝印に就いて」にも、私の編集になる「図版特集 牛玉宝印」（吉川弘文館『国史大辞典』第5巻）にも未収録の、いわば新史料である。

ではこの赤崎宮とはどこかということであるが、今のところ残念ながら特定はできない。ただ、「赤崎」という地名は中国地方の海岸に多い地名で、それをヒントにして、平凡社の『日本歴史地名大系』などを参考に、「赤崎」の名を持ち、中世以前の古い由緒を持つ神社を探してみると、山口県内にこの名を持つ神社が散見されることに気がつく。そしてそれらの中でも、特に現在の小野田市小野田字松原にある「赤崎神社」と吉敷郡秋穂町東の「赤崎神社」とには注意が必要であると思う。なぜならば、どちらも江戸時代の文献に牛玉宝印を発行していた形跡を見出すことができるからなのである。

小野田市小野田の赤崎神社は、江戸時代の地名でいえば舟木宰判の西須恵村にあった。『防長風土注進案』十五によれば、この神社は文永九年に池田嘉内なる人が大和の三輪大明神に参詣の帰途赤崎和田の浜に着船、ここに小祠をまつたのにはじまるといい、その後現在の地に移つたという。また『防長寺社由来』第四によるとその移転は天正十九年九月のこととされるから、他の伝承もあるようだが、いずれにせよ中世にさかのぼる神社であることは間違いないと考えてよからう。そして同じく『防長風土注進案』にはまた、

一毎年正月八日国家安全五穀農穫氏子繁盛為御祈禱、牛王之祓前日
摺立仕、同晚社壇へ相備宮籠仕、八日卯ノ刻御神勤仕、後社人中
事脱カ

図3 赤崎宮牛玉宝印復元状況（1）

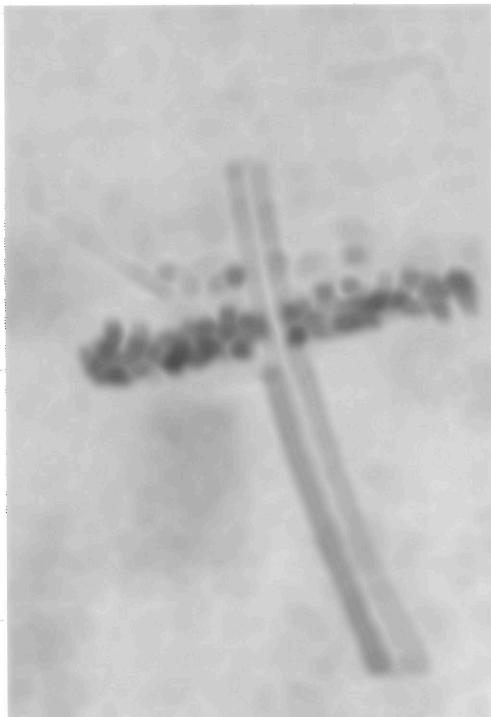
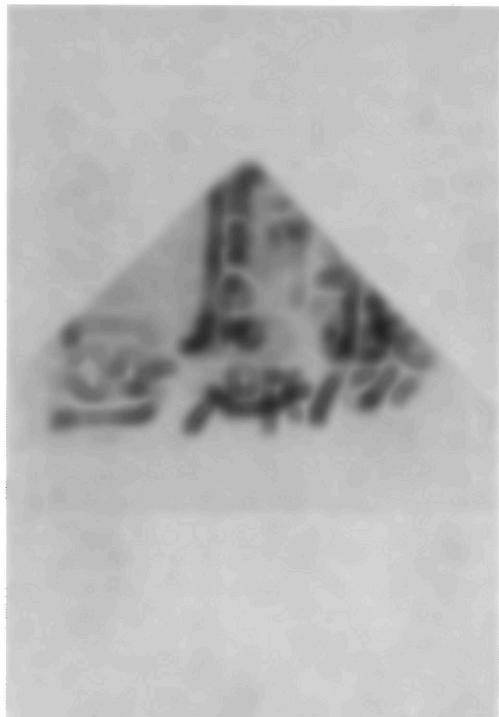


図4

名取市熊野本宮神社牛玉宝印



社参祓相頼惣氏子中へ右之牛王差出来候、

とある。正月七日に牛玉宝印を刷り、一晩社壇に籠めて翌日氏子たちにこの牛玉宝印を配布したというのである。江戸時代には、この神社が牛玉宝印を発行していたことは、間違いないことである。

また吉敷郡秋穂町の赤崎神社は、江戸時代の地名でいえば小郡宰判の大村にあった。この大村には旧村社の赤崎神社と、長徳寺の寺域内に鎮座する赤崎神社とがあったようである。大村は中世には瀬戸内海交通の要所であったと伝え、祭神はいずれも市杵島姫等があるので、これらの神社はおそらく海上交通の守りとして機能していたものであろう。これらのうち長徳寺の赤崎大明神のほうに牛玉宝印の伝えがある。すなわち『防長寺社由来』第四によれば、

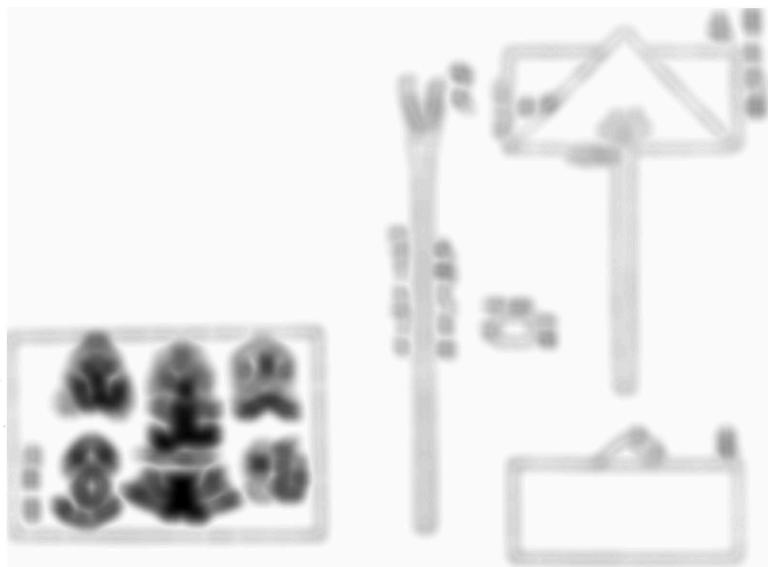
一同社同月（正月）八日福祭礼、五穀成就の御祈禱にて牛王おろし候故、諸方より参詣御座候事、

とある。小野田の赤崎社と同様に、ここでも正月八日の祭礼で五穀豊穫を祈禱する牛玉宝印を配布していたわけである。そしてそれは、氏子・檀家などに限らず、かなり広範囲に配布されていた可能性を示唆してくれる。

だが以上の伝えはいざれも近世のものである。そこでもし版木でも残されていれば、この文書の牛玉宝印との比較が可能であるので、この牛玉宝印の写真を添えて現地に問い合わせをしてみた。しかし両方とも近年は牛玉宝印を刷るということはないようで、今までのところ特段の言い伝えも聞くことはできない。

すると、この牛玉宝印が中世にこのどちらかの神社から信者たちに配布されたものの一枚である可能性は小さくはないが、これらの神社・寺院で同一があるいはきわめてよく似た版木が発見されなければ、断定は困難である。だが、赤崎神社という名の神社の分布からしても、とり

図5 渋草寺「柳の牛王」図



あえずこの牛玉宝印がこの地域、つまり現在の山口県に所在する神社から発行されたものである可能性が高いことを、示しておくことはできるだろう。

3

だがこの文書でもつとも注目できることは、そうしたいわば内容にかかることではなくて、実はその外形にかかることなのである。つまり、この牛玉宝印には明瞭に×字状の折り目が残されている。これは通常の文書には決して見られない折り目であるといえよう。ではなぜこのような折り目がついたのであろうか。

原文書で実験するわけにはいかないので、本所の技官野村ゆかり氏のご協力を得て、この文書の複製を作成していただき、これに原文書の観察で得られる山折り・谷折りの折り目を順番につけながら折ってみる。すると図3のような形になることがわかる。また、起請文の面ではなくて、牛玉宝印の面を内側に折り込んであることも、この過程で確認される。

起請文や文書の形状でいえば、相手に差し出す場合にせよ受け取ったものを保管するにせよ、こうした形状にこしらえることがあるということは知らないが、実はこうした折り方をして信者に配布される牛玉宝印なら、私たちは現在に残るいくつかの牛玉宝印で確認することができるのである。たとえば図4や図5のようなものである。図4は、宮城県名取市の熊野本宮神社でかつて発行していた牛玉宝印を、宮司の高橋直人氏と川村善次郎氏のご好意で復元の上頂戴したものである。折り畳んでできた三角形の頂点の部分を下にして、タラノキの皮をむいた枝にはさんで、さらにお札を添えてある。これをいただいた氏子たちは、水田の苗代に立てて鳥をよけたり豊作を祈つたりするまじないにしたそうである。⁽⁶⁾ま

た図5は浅草寺のいわゆる柳の牛玉の図で、これには小さな切り餅が添えられている。⁽⁷⁾これに似た事例は、民俗調査の報告書を見れば、おそらく現在でもいくらも残っているに違いない。ただ長方形の紙を三角に折るのだから、余る両端の部分の処理には工夫がいるらしく、これは発行する寺社によつて違いがあるのだろう。名取本宮社のものは中央で折つて両端は残したままにするので図6のような折り目が残るし、浅草寺のものは右端をあわせて折つて、さらに余った左端を内側に折りこんでいるから、図7のような折り目になるだろう。

問題にしている土阿起請文の折り目の形は、図6とまったくよく似たものである。また紙面に残る墨痕の状態を詳細に観察すると、牛玉宝印

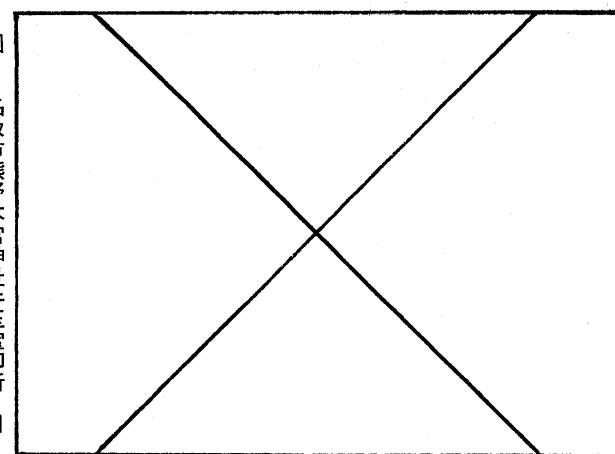


図6 名取市熊野本宮神社牛玉宝印折り目

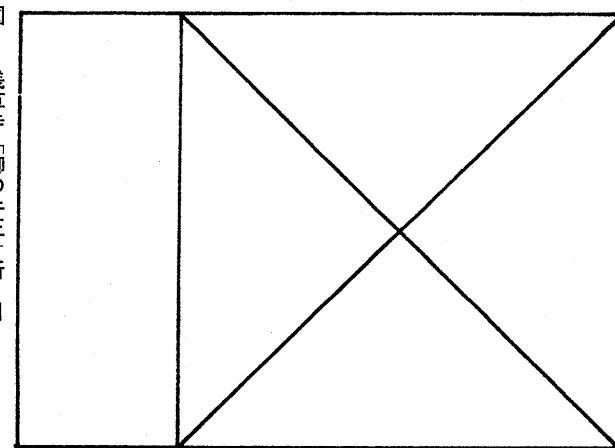


図7 浅草寺「柳の牛玉」折り目

の面では折り目の上でも墨の切れなどがないのに対し、起請文の面では墨痕が折り目のところで切れたり流れたりしている。しかも、前述のように牛玉宝印の側に折りこんであるのだから、この折り目が起請文作成後のものでないことは確かである。そして牛玉宝印の刷り以前のものではないことも確実である。つまり、この起請文・料紙の作成過程を考えれば、牛玉宝印刷りが最初になされ、次に三角に折られ、それからあらためて広げられて起請文料紙とされたと考えることができる。

つまりこの文書になぜこうした折り目がついたかと言えば、それはこれが現在に残る牛玉宝印授与の神事同様、三角に折られて配布されたからにほかならないのだが、三角に折られた牛玉宝印は一般には柳などの枝にはさまれて配布されるることは、前述した通りである。こうした枝を、牛玉串とか牛玉杖などとよぶことは、周知のことであろう。そこでこの点をもつとよく観察すると、折られた五角形の底辺の部分にあたるところ、つまり「崎」の字の右脇と「玉」の字の左脇のあたりに、小指の太さほどのシミが見いだされる。とりわけ「崎」の字の右脇のシミははつきりとしており、写真図版でも注意していただけ認められるのではないだろうか。紙のほぼ中ほどに、縦一・六センチ、横三・七センチほどの大きさのものである。左端のシミはこれほどはつきりとはしていないが、折り畳めばほぼ右側のシミに重なる位置に見られる。これは間違いく串にはさまれるので、串にはさまれた形は図4のような名取本宮のものとは反対になるわけである。このはさみ方には両様

図 8 赤崎宮牛玉宝印復元状況（2）

4



中世の牛玉宝印が、起請文の料紙として用いられるだけではなくて、むしろその圧倒的多数は護符として用いられたのだということは、かつて拙稿でも強調したところである。⁽⁹⁾たとえば牛玉宝印が護符として利用され、家の戸などに貼られている様子は、『春日権現驗記絵』や『松崎天神縁起』などの絵巻物に具体的に見ることができるし、かわった史料では、天文法華の乱直後の京都で「日蓮牛玉ならびに札を推す家の事、隣三間闕所に行なわるべき事」という制札が出されたことからも明らかにできるように、家に信仰する寺社の牛玉宝印を貼ることは、中世には広い範囲で行なわれていた習俗だったのです。だが前述したように、そのように利用された牛玉宝印は一般にはとても実物が残りにくいものである。またたとえ残ったとしても、それが確実に中世のものであることを証明し確定することは困難なのである。そこで、これまで牛玉宝印の護符としての用途については、もっぱら絵画資料や一部の文書・記録によるしかなかった。

また牛玉宝印が牛玉串などとよばれる木の枝にはさまれて配付されるということも、中世の記録から推測することはできたが、具体的な姿を想像することはできなかつた。そうしたこととは、今のところ絵巻物などの絵画資料でも確認されていないようである。⁽¹⁰⁾

とすると、この土阿起請文の料紙は、中世において牛玉宝印を牛玉串にはさんで配付したときの状況を伝える絶好の資料だということになる。そして同様の折り目を持った中世の牛玉宝印についての報告がまだ見られないということは、今のところ、この起請文料紙こそが、こうして三角に折られて牛玉串にはさまれて配付された牛玉宝印の初見資料となる、ということになる。しかもそこで明らかになった形状は、現代

に伝わる牛玉宝印の配付の形状にきわめて似通つたものであったことが確認された。このことの意味は大きい。なぜなら現代に残る民俗・習俗がきわめて具体的な形で、中世においても確認されることになるからである。

5

最後に、起請文料紙牛玉宝印に普通に見られる折り目についても簡単に触れておこう。それは今までみてきたような折り目ではなく、中央に横一本の折り目が残る、というタイプである。管見の限りでは最初にこの折り目が問題にされたのは、亡くなられた田中稔氏が中心になつた東大寺文書の調査のなかで、起請文に用いられている牛玉宝印の折り目が注意された時ではないかと思う。その時の調査では、切紙の二月堂牛玉宝印を除くたて紙の東大寺寺内発行の牛玉宝印には、いずれもはつきりとした中央に横一本の折り目が見られるという事実が発見された。しかもその折り目は綾村宏氏の観察によつて、牛玉宝印が刷られ、あるいは書かれたあと、起請文の書かれる前に牛玉宝印の面を内側に折りこむように「一つ折りにして付けられている」ということが、具体的に明らかにされている。こうしたことは、これまであまり注意されてこなかつたことだらうが、とても興味深いことである。このような横一本の折り目は、その後筆者が写真で確認した限りではあるが、東大寺文書など他の多くの起請文に用いられた牛玉宝印でも同様に認めることができそうに思う。

こうした折り目の付けられる理由については、綾村氏は「その効験を損わないので牛玉宝印を汚さないよう牛玉宝印のある面を内側にして折つておかれたのではないかと考えられる」と説明される。⁽¹³⁾つまり、保管の上での必要と考えておられるように思われる。もちろんそうした理

由もあるに違ひないが、私は、こうした牛玉宝印が護符として機能するためには、刷られたあと加持がなされなければならないはずなので、この折り目は主としてその加持の際に三方などの台に据える便宜のために二つ折りにされるときに付けられるもの、という考え方を付け加えたい。このことについては、別稿に紹介しておいたが、「御影堂牛玉宝印は、横に内折りしたものを、十枚程束ねて、これに赤金の水引をかけてお供えし、加持をして保管しておきます」と説明されるような現在の東寺の御影堂牛玉宝印の発行のプロセスからも類推することができよう。⁽¹⁴⁾

いずれにせよ、中世の起請文に用いられる牛玉宝印では、こうした折り目を持つもの（以後、綾村氏らが発見された牛玉宝印の折り目を、便宜「横型」と称する）のほうが、今度発見されたような、土阿起請文に見られる折り目を持つ牛玉宝印（以後、便宜「×型」と称する）より圧倒的に多いことだけはどうやら間違いなさそうに思う。ところが、現代に残っている牛玉宝印の事例からすると、×型も無視できないはずなのである。このことを、どう考えるかということが次の問題となる。

今、この点を解明する余裕も能力もないでの、安易な結論を出すことは避けなければいけないのだが、とりあえず次のような考え方を提示することはできるかもしれないと考えている。

すなわち、以前拙稿で述べたことがあるように、どうも牛玉宝印には何らかの「使い分け」の規制が働いているのではないか、と思われるのである。かつて拙稿が指摘したのは、東大寺寺内において「二月堂牛玉宝印」と他の寺内諸堂発行の牛玉宝印と、誓約内容その他の「使い分け」があり「二月堂牛玉宝印」のほうが、はるかに重要な起請文の料紙にだけ用いられているということであった。⁽¹⁵⁾そしてこの「使い分け」の発見は、起請文に使われる頻度の極端に多い牛玉宝印と、単独例しかない牛玉宝印とがあることからして、牛玉宝印にはそもそも起請文の料紙

に使われるか使われないかの「使い分け」もあるのではないかという推測をも導き出した。つまり無数に発行された牛玉宝印のうち、ある限られた牛玉宝印だけが選ばれて起請文料紙に用いられるのだろうというわけである。⁽¹⁸⁾

横型に比して×型の牛玉宝印を用いている起請文が極端に少ないということは、あるいはこういったことと関連するのではないだろうか。つまり×型は、たとえば×型の折り目が文書として再利用する上で不適切ゆえに起請文に使われないのではなくて、本来起請文に使われることの全くないような牛玉宝印に多い折り目であって、反対に横型は起請文にもしばしば用いられる牛玉宝印に多い折り目である、ということである。言いかえれば、×型は、ある小さな地域の護りを任務とする牛玉宝印に用いられることが多く、横型はより広い地域に配付される大きな寺社の牛玉宝印に多い折り目であるということになろうか。もつとも、文書の折り目にまで注意するような古文書の観察のしかたが普通になされようになつたのは、まだごく最近のことなのだから、これからこうした観察がさかんに行なわれるようになれば、さらに多くの事例によつて考察することが可能になるだろうし、今述べたような考えも当然見直しが必要になることであろう。最終的な私の結論も、その時まで保留することをお許しいただきたいと思う。

- [注]
(1) 史学雑誌五一四七、一九四〇年。のち同氏著作集一に収録。
(2) 便利堂刊、一九六二年。のち同氏著作集五に収録。
(3) 南都仏教三九、一九七九年。のち『日本古文書学論集』一〇に収録。
(4) 京都府立総合資料館紀要八、一九八〇年。
(5) 滋賀県地方史研究紀要一三、一九八八年。
(6) 名取にはいわゆる名取の老女に由来すると伝える本宮・新宮・那智の三

社があり、この三社とともに牛玉宝印の版本を保存している。なおこの三社の牛玉宝印については、拙稿「名取の里の牛玉宝印」（東北中世史研究会会報三、一九九〇年）を参照されたい。

- (7) 図は、塩入伸一氏「浅草寺の亡者送り」（『仏教民俗学大系』六、一九八六年）による。

(8) なぜこうした形にするのかについても考察しなければならないが、直接検討できる材料を持たない。ただ形だけから見れば、こうして折つて串にさした形は、御幣にそっくりということに気がつく。

そういえば、いわゆる「かゆかき棒」につらなる民俗事例で、長野県では神社からいただいてきた「タナンベ」を苗代に立てるならわしがあるといふ（桜井松夫氏のご教示による）。「タナンベ」は「田の御幣」だといい、木の枝に護符を付けたものである。ここで問題にした牛玉宝印の形状や機能とも共通したものがあるのである。発行する側や受ける側に牛玉宝印を御幣として配布する意識があつたと考えることは、あながち無理とはいえないだろう。

(9) 注(3)拙稿。そこでは、『春日権現驗記絵』にある、家内に貼られた牛玉宝印を例として提示した。その後保立道久氏は、この『春日権現驗記絵』の他に、『松崎天神縁起』や『地藏菩薩靈驗記』から同様に家の戸に貼られた牛玉宝印を検出されている（『中世の愛と従属』一九八六年）。

(10) 本能寺文書。この史料については、今谷明氏『京都・一五四七年』（一九八八年）、拙稿「仏教と一揆」（『図説日本の仏教』四、一九八八年）を参照のこと。

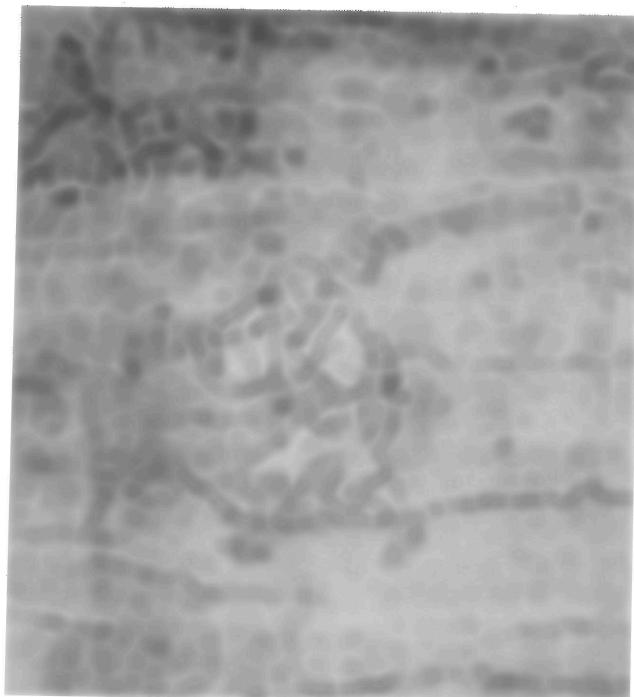
(11) 拙稿「書牛玉」と『白紙牛玉』（『中世をひろげる』一九九一年）の中でも、『東寺執行日記』を主な史料として、中世の東寺の牛玉宝印が牛玉串にはさまれて餅と一緒に配布されたことを明らかにしている。参考された

(12) 『色部氏年中行事』などに見られる初春の使い、牛玉持ちがどのようななりで館を訪れるのかを知りたいと思う。絵巻物ではたとえば、『西行物語絵巻』（万野家蔵本）の歳末の場面で、小さな坊主が肩に書状のようなものをはさんだりくくりつけたりしている二本の杖をかついでいる様子が

描かれている。これは、歳末ということでもあり、牛玉宝印よりは巻数を考えるべきだろうが、杖の中央部分にはさまれている紙は、牛玉宝印をたんだ姿と考えられなくもないと思う。後考をまつ。

この起請文の調査にあたり、本所技官の針生邦男氏、吉田成氏、野村ゆかり氏、図書部の吉岡栄美子氏らの御協力を得た。記して謝意を表したい。

図9 西行物語絵巻に見る牛玉持ち(?)



- (13) 「東大寺文書の牛王紙にみえる横折目について」 『東大寺文書目録三』一九八一年
- (14) 注(11)拙稿。
- (15) 注(3)拙稿参照。
- (16) 黒川直則氏注(4)論文によれば、東寺でも御影堂牛玉宝印は他の牛玉宝印に対して特別な位置にあるという。